

ジュネーヴのイタリア人

——「出生と帰属」補説——

大野 英 二 郎

先号掲載の「出生と帰属⁽¹⁾」において、我々はコンスタン『我が人生』の出生の記述が作者の帰属意識をどの様に反映しているか、とりわけ一七九六年以降論議されていたその国籍問題によっていかに強く影響されているかを観察した。そしてその例証としてコンスタンが従妹ロザリーにあてた書簡の一部を挙げたのだが、この解釈について十分意を尽せなかった点もあり、またその後新たに得た知見もあるので、ここに若干の補説を行なう。

まず問題の書簡を再度引用しよう。

「親愛なるロザリー、僕は今我々の祖先達にとり囲まれて滅茶苦茶に困惑しています。フランスを出てジュネーヴに住み着くことになったと今まで考えられていた我々の先祖オギュスタンが、突然アウグステイノ・コンスタンテになってしまったのです。せめてフランス人であり続けて欲しいと願っても詮ないこと、もはや彼はアルプスの向う側の人であることをやめようとは思いません。一五六〇年から一六一〇年に至るジュネーヴのありとあらゆる公文書が競うように繰返すこの思ってもみなかった変身が一体何に由来したものなのか、叔父上にお尋ね願います。それから叔父上がジュネーヴで家系を確認すべくなさったことを、少し細かくお知らせ下さい。な

お僕のしているこの調査のことについては、誰にであれ決して口外なさいませんように。⁽²⁾

一七九九年初頭にこの手紙が書かれるまでの経緯は次の様にたどることができる。九六年の政治活動の開始以来、非フランス市民との攻撃を反対陣営から受けていたコンスタンにとって、九八年四月のフランスによるジュネーヴ併合、レマン県の創設は、自己の国籍を公的に認知させる絶好の機会と映った。すなわちジュネーヴの併合は、旧ジュネーヴ共和国の市民をすべてフランス市民として受け容れるというものであった。併合条約の第一条は、

「フランス共和国はジュネーヴ共和国市民の、フランス市民との統合の意志を受諾する。それ故、ジュネーヴ市民は、ジュネーヴ市内及び領内に居住する者と同様、フランスや他の地に居住する者も、生来のフランス人と宣告する。」

ジュネーヴ市民は、たとえ不在であっても、亡命したとはみなされない。彼らはいつでもフランスに戻り、居住することが出来るであろう。彼らは、憲法が定める、フランス市民に賦与されたすべての権利を享受することが出来る。⁽³⁾

と規定する。したがってローザンヌに生まれ育ったコンスタンにしてみても、ジュネーヴの市民権の保持が証明できれば、自動的にフランス国籍を取得できることになったのだ。時をおかず彼はジュネーヴに赴いて父祖に関する文書を渉獵する。

ところでコンスタンの祖先オギュスタン・コンスタンは一五三五年ないしは四〇年にアルトワ地方に生まれたと推測され、リヨンを経由して一五六〇年頃にジュネーヴに移住、一五九三年ローザンヌに没していた。最晩年に彼はローザンヌに移るのではあるが、コンスタン家とジュネーヴの関係は以後も途絶えることなく、経済的ないしは社会的文脈において続いていた。それ故バンジャマンは過去の家系とジュネーヴの結びつきを調べようとしたのである。

けれどもローザンヌに生まれた彼は、その期待ないしは思い込みとは裏腹に、明らかに弱点を負っていた。なぜな

ら旧共和国において、市民たるには、概してジュネーヴ市内に出生していることが必要だったからである。臨月をむかえた婦人は散歩をする時でさえジュネーヴ市外に、たとえそれが領内であっても出ないようにしていたという。⁽⁴⁾

そもそもジュネーヴに居住する人々には四つの身分があった。「市民 (Citoyens)」、「一般市民 (Bourgeois)」、「出生民 (Natifs)」、「住民 (Habitants)」の四つである。市民と一般市民は、前者が参事会に立候補できたのに対し、後者は投票権を有するだけで、政治的権利に違いはあったが、その他の諸権利については同一で、とりわけ職業選択の自由を有していた。⁽⁵⁾ただし、市の政治権力と経済的富はこれら市民層のうちの四〇〇人程の家父長によって独占されていた。一七八〇年に彼らは、二七〇〇〇人程の人口であった市全体の富の八〇%を所有し、まさに寡頭政治を作り上げていたのだった。⁽⁶⁾一般市民になるためには一定の条件を満たし、所定の選考を経、納付金等を支払わねばならず、市民として認められるには、親が市民ないしは一般市民であることが必要であった。しかし獲得した身分は権利として守られ、参事会の議決を経なければ剝奪されなかった。一方出生民と住民は、ただ許可をうけてジュネーヴに居住している外国人に過ぎず、住民には三年ないしは五年毎の居住許可更新が求められた。住民の子として市内に出生したものが出生民であって、ここから一般市民に選ばれば初めて諸権利の享受が許されるのであった。⁽⁷⁾

勿論、市民権取得の条件が無変化であった訳ではない。宗教改革直後、当局はきわめて寛容に、単なる滞在許可のように移住してきた外国人に市民権を与えたが、急激な人口の流入によって、ただちにこの政策は変換をせまられるのであった。とりわけ一八世紀後半は、後で触れる様に、市民権の取得がきわめて困難なものとなっていた。

しかも一七九一年三月二二日付の政令は次のように規定していた。

「その父親ないしは父祖がジュネーヴ国の住人として明確に認定されていないものに市民の権利を与えることは、共和国のすべての原則とその実践例に反するものである。したがって、その父祖が以前にジュネーヴ居住の資格を正式に取得していないものは、共和国にとっては外国人とみなされる⁽⁸⁾」

コンスタンのような非居住者が市民権を主張しようとするれば、必然的に過去に溯って父祖の取得した権利の正当性を証明しなければならなくなる。市民、一般市民以外の身分が外国人と同様であるのなら、かつての非市民にジュネーヴに対する何の権利も発生する理由はない。いいかえれば、コンスタンの父祖が既にジュネーヴで市民権を獲得していたのでなければ、彼はジュネーヴとは無縁の、出生地ローザンヌの市民としてしか認定されえず、つまりフランス市民権の正当性を主張することができないのである。

かくしてコンスタンはジュネーヴに赴き、自己の家系とジュネーヴの関係を調べ、そして冒頭に引用した手紙を認めたのであった。そこに表現されている彼の驚き、困惑が、自伝中で自己の帰属について言及することへの逡巡に結びついていったであろうことは間違いない。しかしながら引用文の前半で触れられているジュネーヴのイタリア人社会について、また後半の叔父サミュエル・ド・コンスタンへの照会についてはいささかの説明を加える必要があるだろう。

一六世紀にジュネーヴに居住していたイタリア人とは、ルターやカルヴァンの運動とは結びつかずに、それらに先駆けてイタリアに起ったキリスト教改革の結果、国外に移り住むことになった新教徒達であった。⁽⁹⁾カルヴァンの都市ジュネーヴにはフランス、ドイツ等からも新教徒が陸続と亡命、流入してくるのだったが、各国毎に、出身地方の連帯や人間関係を維持しながら、自国語で運営される教会を組織し、「救済基金(Bourse)」を設置して相互の扶助をはかっていた。イタリア教会は一五五二年に正式に発足し、⁽¹⁰⁾このイタリア人社会の中心として機能していくのであった。しかしイタリア人達にとってジュネーヴはヨーロッパ南北交易の要衝としてそれまでも関係はあったものの、所詮は気候、風土も大きく異なる土地柄、亡命先としてはドイツやスイスの他地域など、いくつかの可能性の一つに過ぎなかった。したがってフランス人新教徒達がジュネーヴをフランス語文化圏の都市として、いわば当然、亡命先に選び、言語、文化等の上でさしたる違和感もなく、ジュネーヴ社会に融合していったのに対し、イタリア人達は長くそ

の民族色を残し、また大家族の結束を保って、地域社会とはやや異質な、排他的ともいえる社会集団を形成していた。⁽¹¹⁾ それはフランス人達が積極的に政治に参加していったのと対照的で、おそらく本国の政治状況の違い、イタリアにおける統一王権の不在を反映するものでもあったろう。けれども、イタリア人社会はジュネーヴにおいて社会的に孤立していた訳ではなく、彼らは経済活動においては大きな影響力を持ったし、⁽¹²⁾ 相応する地位もジュネーヴ社会において占めるようになっていくのだった。⁽¹³⁾

イタリア人達はその結束を保つべく、婚姻はイタリア人同士でなされることが多く一六世紀中葉その割合はイタリア教会での結婚の七三%をしめたといわれる。⁽¹⁴⁾ しかし異国でのこと、イタリア人以外との婚姻を排除できる筈もなかった。コンスタンの父親オギュスタンもその中の一人であって、イタリア人女性エリザベート・ペリサリとの結婚をはたすのであった。

このペリサリ一族とは、ガリフの調査によれば、⁽¹⁵⁾ ジュネーヴに移住したのは三家族を数えるが、いずれも一つの家に属し、キャヴァンヌを出身とするものを中心とした富裕な大家族であった。元来絹の貿易に関わり、一時リヨンに居住した後にジュネーヴに移住して来たのだった。オギュスタン・コンスタンとはこのリヨン居住期に何らかの關係が生じたものらしく、オギュスタンが彼らと共にジュネーヴに移住し、その後イタリアのアオスタを相手に絹の交易にかかわっていくのも当然のなりゆきであったといえるだろう。⁽¹⁶⁾ 一六世紀後半、絹の交易はジュネーヴにおける最も有利な中心的産業であり、ほとんどはイタリア人の独占でもあった。⁽¹⁷⁾ ペリサリ家は経済活動にのみ従事した訳ではなく、ある者は軍隊で活躍をしてもいたし、⁽¹⁸⁾ ジュネーヴ共和国では一五六〇年に市民権を得、「貴族」⁽¹⁹⁾ の称号を冠せられて、家族の成員の多くを参事会に送り込んで行政にも発言権を確保するのだった。⁽²⁰⁾

つまり当時のジュネーヴの一大勢力であったペリサリ一族と、フランスからの亡命新教徒であった二〇才をこえるかの一青年オギュスタンの結びつきは、少くとも実利的な次元では十分に理解可能といえるだろう。前者はフランス

貴族と縁戚になって、かつ若く有能な青年を一族にひき入れ、後者は経済的協力をとりつけて、その後の生活の安定と繁栄の保証をえる。その際青年の方が大家族的結束を誇るイタリア人社会の中に組み込まれ、イタリア教会に所属することになったのも当然のことといえるだろう。いかえればオギュスタンの行状自体は、一六世紀当時のジュネーヴにおけるイタリア人の勢力を考えれば、むしろ一つの社会的成功としてとらえられるべきであり、何も忌むべきことはないのであった。

しかも、バンジャマン・コンスタンにとっても、既に一七九二年の革命によってジュネーヴに政治的権利の平等が実現し、九八年のフランス共和国への併合もこの民主化に逆行するものではなかった以上、過去に父祖がどのような民族的集団に属していようとそれが制度的に直接問題を惹起するおそれはなかった⁽²¹⁾。したがってコンスタンが、父祖オギュスタンとイタリアの予期しなかった関係を知った時に困惑したとするならば、それは彼にとっての不名誉や、彼の願望の成就を阻害する具体的不都合を見出したからではなく、むしろ感情的な反応を示したのだと考えることができるであろう。すなわち問題は一八世紀末を生きたコンスタンの社会意識の側にあるともいえるだろう。

一六世紀以降一八世紀末に至るまでジュネーヴのイタリア人社会はどのような変遷をたどり、どのようなイタリア人観が一般にひろまっていたのであろうか。

一六世紀後半には繁栄し大きな勢力を誇ったイタリア教会も、一七世紀に入るとイタリアからの移民が減少し、疫病、飢饉、よりよい職を求めて等の理由で他都市へのさらなる移住、またジュネーヴ社会との融合の加速等によって急速に衰微していくことになった⁽²²⁾。それはイタリア教会における洗礼者数の減少や、住民台帳への登録者数の変化等によって追跡が可能である。ちなみに一八世紀後半の五〇年間でジュネーヴに新規居住登録したのはフランス人が約三五〇〇人、スイス人が約二五〇〇人にのぼったのに対し、イタリア人はわずかに一〇七人であった⁽²³⁾。コンスタン家の姻戚となった前述のペリサリ家も一八世紀には家系が途絶えてしまっていた⁽²⁴⁾。その経緯は明らかではないが、ジ

ユネーヴに居住していた亡命新教徒の子孫は二百年を経て地域社会に馴応、同化してしまったと考えられるであろう。⁽²⁵⁾
 イタリア教会は遠い父祖の国の名残りとしてイタリア系住民の間に細々と存在することになるであろう。

しかしジュネーヴには一七、八世紀を通じ連綿と諸外国からの移民が流入し続けていたのだった。それは市が宗教的難民を受け入れる避難地であったと同時に、経済的に繁栄して労働力を必要としていたからでもあった。だが絶えざる人々の流入はジュネーヴ市の外国人に対する態度を硬化させるのだった。前にも触れた様に一六世紀末に既に市当局は外国人への市民権賦与に慎重になっていたが、わけても一八世紀中葉には市の政治体制そのものを揺がす大きな変化が生じる。すなわち一七世紀までは市の人口の過半数をしめていた「市民」、「一般市民」の対総人口比率が減少し、一八世紀に入ってついに少数派へと転落するのである。その数は一八世紀初めの三〇年間で実に三〇%弱にまで下降⁽²⁶⁾してしまふ。これに代って急増したのが「住民」の人口であつて三〇%弱から五〇%にまで上昇する。いうまでもなくナントの勅令の廃止の結果ではある。この様な人口構成上の変化は、次世代には「出生民」の人口比急増としてあらわれる。いわゆる市民階級の權益を制度的にも脅かすこれらの動きに対抗すべく、当局は世紀中葉に「居民(Domiciliés)」という、短期間の滞在のみを許可する新たな身分を「住民」の下に設定する。すなわち流入する人々の自動的な身分上昇に歯止めをかけ、身分を細分化することで非市民のある身分のみに勢力が集中することを回避しようとしたのである。抑圧されていた「出生民」は一七六〇年以降その権利の拡大を求めて運動を展開する⁽²⁷⁾。それは一七八一年及び二年にはフランスの介入をまねく紛争へと発展し、九二年の革命へと至るであろう。

しかしこれらは正規の手続きを経て居住の許可を得た人々に関わるものであつて、⁽²⁸⁾その埒外には無許可で市内に滞在し労働する、完全な外国人ともいふべき、浮遊人口が相当な数にのぼっていた。ペルヌーの計算では一七八一年には浮遊人口が男子人口の約一五%であつたものが八八年には約三〇%にも達したといふ⁽²⁹⁾。革命によって政治的権利の平等が実現した後もこの様な状況は存続したようであり、イザク・コルニユオ(一七四三—一八二〇)は一七九五年

における新市民、労働者達の外国人に対する反感を伝え、かつ彼自身の外国人無用論を記している⁽³⁰⁾。彼は旧体制下では「出生民」の権利拡大を求める側にあつて、市民による権力と富の独占を糾弾していたのであるから、反外国人感情が一部富裕層のものではなくかなり普遍的なものであつたことが理解されよう。それはコンスタンの対応にも影響を与えたであろう。

一八世紀後半、ジュネーヴに移住するイタリア人の数が減少したとはいえ、この都市国家がイタリアと無縁でありえた訳ではない。そもそもサヴォワを領有していたサルディニアとは長い抗争の歴史があり、一六世紀末にはジュネーヴが直接攻撃をうけるもこれをしのいだ建国以来の国難と救国の伝説的事件が存在していたが、そのサルディニアがアルヌ河をはさんで市と隣接するカルージュに都市建設を始めるからである⁽³¹⁾。先にも触れたようにジュネーヴはローヌ河の水運を利用したヨーロッパ南北の交易の要衝であり、その故に市の繁栄と独立がありえたのだが、隣国がこれを座視するはずがない。フランスは市の北に接するジュエックスを領有し、あるいはヴェルソワに関所を設けて税収を期待したし、サルディニアもほぼ同様の意図で、今日ではジュネーブ市の一角をなしているカルージュの建設をはかつたのである。そして人口の移入を促進して労働力を確保するためにきわめて寛容な政策をとつた。たとえば信仰の自由の保証、ユダヤ人居住の許可などである。さらに商工業の振興のために免税措置や特権の賦与、奨励金の給付などを行なつた⁽³²⁾。つまりカルージュは一種の自由地帯となつたのであり、その結果急速な発展をとげることになつた。これがジュネーヴの權益を脅かすものであつたことはいうまでもなく、ジュネーヴの世論にも否定的な反応を惹き起こす。大量の密貿易の跋扈、ジュネーヴ反体制勢力の潜伏、一七九二年には四〇〇〇人程であつた人口のうち二〇〇人を占めた売春婦の存在等はカルージュを無法な犯罪者の巢窟として認識させ⁽³³⁾、ジュネーヴの悪徳のみによつて支えられていると評させることにもなる⁽³⁴⁾。これがピエモンテの主導、支配のもとに成立したものである以上ジュネーヴにイタリア人に対する否定的感情が生じていたと推測することが出来るであろう。ただしカルージュの人口構成

をみると、いわゆるイタリア人の占める割合は、都市建設の始まった当初は高かったものの、やがてサヴォア人にとつてかわられ、一七八六年には三％に減少していた⁽³⁵⁾。

ところでコンスタン自身の抱いていた対イタリア人感情といったものが問題となるならば、我々は彼が生まれ育つたローザンヌの状況をも観察しておく必要があるだろう。宗教改革後にはローザンヌにも新教徒が亡命し⁽³⁶⁾、一七世紀には総数で三三九人が市民権を獲得し、うち三七人がサヴォアあるいはピエモンテの出身であった⁽³⁷⁾。なお同時期フランスからは一五〇〇人余が移住したものの、市民権を取得したのは四〇人余であったとされるので、その手続の困難が理解される。ローザンヌには、ジュネーヴの様に流入する人口を支えるだけの産業的基盤はなく、それ故に保守的な政策を維持しえたのであった。しかし一八世紀に入ると人口の変動は小さくなり、新しく市民権を得たのは一二五人、イタリア系はわずかに五人に減少するであろう⁽³⁹⁾。ただし一八世紀において、ローザンヌが地理的条件をいかしたコスモポリタンな都市であったこと、富裕層や知識人に開かれた都市であったこと、さらにはフランス革命後亡命貴族が大量流入したことを忘れてはならないであろう。後年のコンスタンの北ヨーロッパを中心とした活動、コペ・グループの南ヨーロッパ紹介などを考えあわせれば、一七九九年の段階でコンスタンが、ローザンヌ体験を通じ、イタリアに関して得ていたものは、曖昧な文化的関心でしかなかったように考えられる。

したがってバンジャマン・コンスタンが先祖のイタリア教会への帰属を知った時の困惑の中には、当時ジュネーヴ周辺でイタリアという名の持っていた否定的なニュアンスと、前に述べた一般的な反外国人の感情の影がさしていたと考えることが出来るだろう。けれどもそれは直ちに、決定的にコンスタンの不利益に結びつくものでもなかった。彼の当初の願望を考慮すると、彼はその父祖がイタリア教会に属していることを知って驚いたというよりも、むしろフランス教会に属していなかったこと、フランス人でもジュネーヴ人でもなくなっていたことに落胆したというべきであろうか。

ここで冒頭に引用した書簡の後半部分に触れなければなるまい。ジュネーヴにおける父祖の行状を追尋したコンスタンは、なぜ叔父サミュエルに事態の説明を求めねばならなかったのか。残念ながらサミュエルからの返事も、またそのような返事があったとして、それに対するコンスタンの感想を綴ったものも現存しない。けれどもコンスタンの当時の生活、交際、動向を考えれば、彼がその後何らかの形で叔父から彼の希望した情報を得ていたことは間違いないであろう。しかしなぜそれは親族の誰彼ではなく叔父サミュエルでなければならなかったのであろうか。

それはこの叔父自身が一七五七年にジュネーヴ市民になっていたからに相違あるまい。市民台帳には次の様に記載されている。

「一二月三日。貴族フランソワ・マルク・サミュエル・コンスタン・ド・レベク、ローザンヌ出生民かつ市民、元オランダ国王麾下大尉。故貴族サミュエル・コンスタン・ド・レベク、同軍スイス連隊副将及び連隊長、ローザンヌ市民の子息。権利の復活並びに新規取得の資格で、一〇五〇〇フロラン。二〇エキュを図書館に納入⁽⁴⁰⁾」

けれどもこの「権利の復活並びに新規取得の資格」とは一体どのような状態を示すのであろうか。市民台帳には他に同様の表現は見当らない。一七五七年当時市民権を純粹に新規取得した人々が約二〇〇〇フロランを支払っているのであるから、サミュエルの側に納入金を半額にさせるだけの事情があったと考えることができよう。だが一七五九年に市民権の復権をはたしたミヴィルという人士が二一〇〇フロラン、新規取得のほぼ十分の一の納入金しか支払っていないことを考えあわせるといかにも中途半端な金額ではある。

ところで刊行された市民台帳はサミュエル以前にはコンスタン家の成員の名前を記載していない⁽⁴¹⁾。つまり現存する市民台帳を見るかぎりサミュエル・コンスタンこそがコンスタン家における初めてのジュネーヴ市民ということになる。しかしながら市民台帳の刊行者コヴェルが断わるように台帳原本には多くの遺漏があり、また前に述べたように一六世紀中葉市民権取得はきわめて容易であったし、オギュスタンの境遇も市民たるに十分ふさわしいものであった。

けれども彼の名は市民台帳になく、住民台帳は一五六一年から七一年までを欠いて、彼の名を記載していない⁽⁴³⁾。わずかに一五七〇年、彼の結婚の三年後にとりかわされた結婚契約書がオギュスタンをジュネーヴ住民⁽⁴⁴⁾と説明する。一説によればオギュスタンはその後フランスに戻り将来のアンリ四世の命を救う活躍をしたとも伝えられるから、彼はジュネーヴ市民権を取得することにそれ程執着しなかったとも考えられる。けれどもオギュスタンの息子ダヴィッド⁽⁴⁵⁾（一五八五—一六三三）がローザンヌで市民権を取得した時には、ジュネーヴ市民の肩書がついていたのだ⁽⁴⁶⁾。したがって当時の状況や記録の不備を考えあわせれば、コンスタン家の名前を市民台帳の中に見出しえないからといって、直ちにコンスタン家が一六、七世紀にジュネーヴ市民権を取得していなかったと断言できるものではないであらう⁽⁴⁷⁾。

おそらく一七五七年に市当局がサミュエルの市民権を復権とわり切れなかったのも同様な事情によるのではないであらうか。それは「権利の復活」がサミュエルの側から提出されながら、市の側がその裏付けを持ちえないという、過去の記録に関する何らかの不備が既に存在していたからではないだろうか。いいかえればコンスタン家の側には父親が既にジュネーヴ市民であったという認識ないしは何らかの根拠がありながら、客観的にそれを立証すべき公文書が欠落していたのではないだろうか。そもそもサミュエルがジュネーヴ市民となったのは、ジュネーヴの名家ピクテの娘との結婚により、ジュネーヴに居住することにしたため⁽⁴⁸⁾、彼の立場からすればことさらに市民権の取得を復活としなければならぬ理由はなかった⁽⁴⁹⁾。また市当局も、サミュエルの主張にみあう記録は欠いていたものの、その主張に無視しえぬ状況的根拠を認めたのではないだろうか。その故に納入金の減額の措置が講じられたのではないだろうか。

以上が一七五七年のサミュエルの市民権取得にまつわる経緯であるとするならば、同様の困難は、ほぼ四〇年後に父祖についての調査を行なったコンスタンの前にも出来したに違いない。「先祖達にとり囲まれて」という書簡中の表現はその調査が系統的なものであったことを物語る。つまり彼もまた一七五七年以前の公文書の中にコンスタン家

の名前を発見することができなかったのだ。事情は叔父サミュエルに照会せねばならぬ。彼がロザリーへの手紙の中でしばしば叔父に言及している理由も明らかであろう。

その故に彼は自己の調査に引き続いて市当局に、三度にわたり、家系についての証明を求めていくことになるのだった。すなわち、第一に一七九九年一月二五日付、コンスタン家がジュネーヴの出身であり、したがってバンジャマンもまたジュネーヴ市民であることの証明。第二に一八〇〇年一月三一日付、旧ジュネーヴ共和国とベルン領内での市民権が両立し、ジュネーヴ領外での出生がその市民権の保持を妨げぬことの証明、第三に一八〇〇年八月二九日付、コンスタン家のジュネーヴ出身を確認し、ジュネーヴ市とベルン領内における市民権の両立を保証し、証明請求者のジュネーヴ市民としての納税実績にも触れて、請求者の市民権が何の中断もなく存続してきたことの証明である。第一のものが最も正統的にコンスタンの市民権を説明し、第二のものが彼の出生がローザンヌであったことに対する補強的な説明であり、第三のものが彼がジュネーヴに居住していなかった期間についての保証するものであることはいうまでもない。

それらは一見十二分にコンスタンのジュネーヴ市民権の正当性を証明しているかの印象を与える。けれども彼が三度も当局に証明を求めたのは、市の交付した、とりわけ第一の証明がコンスタンの主張を裏切るものであったからだ。それは次の様なものであった。

「コンスタン家は一七五七年に旧ジュネーヴ共和国の出身と認定され、交付せられた出生証明書類を検討の結果、上記バンジャマン・コンスタンが前述の家族の直系の子孫であることは明白であり、彼がジュネーヴ出身であることは完全に証明された。」⁽⁵⁰⁾

一七五七年の認定なるものは叔父サミュエルの市民権取得に他ならない。しかしこの様にバンジャマンの市民権の根拠を一七五七年のサミュエルのそれに置くことは、サミュエルの手続きの際に示された権利の回復とも新規取得と

もとれる曖昧な表現を否定するものではあろう。もしサミュエルが権利を回復したとされたのであれば、コンスタン家のジュネーヴ市民権はさらに過去に溯り、それ故バンジャマンまでの権利の継続が証明できたかもしれない。だがコンスタン家の市民権が一七五七年に認知されたと断定し、それをバンジャマンの市民権の根拠とすることで、この証明は事実上無意味なものになってしまう。彼が叔父サミュエルの直系の子孫でないことはあまりにも明らかであるからだ。

より系統的な説明を加える第三の証明も、基本的に第一の証明が示した矛盾をそのまま繰返すものでしかなかった。市がコンスタン家の父祖とバンジャマンの関係をどのように調査し、彼の市民権を認定したか、市当局の公務記録を引用すると、

「旧ジュネーヴ共和国の一五、六、七、年、以来の請願人の身分にかかわる公式記録抜萃と、同共和国国家参事会がコンスタン家のジュネーヴ出身たることを承認した一七五七年七月二日の表決、これら二つの文書は共和国曆七年雨月六日（一七九九年一月二五日）にジュネーヴ市当局によって検討の結果、承認されていること。⁽⁵¹⁾」
と説明し、

「コンスタン家が既に旧ジュネーヴ共和国出身であると承認されており、請願人がこの家族の直系の子孫であること。それ故に彼のジュネーヴ出身たることは明白に証明されている⁽⁵²⁾」

と続けて、同じ結論へと至る。一五六七年とはオギユスタン・コンスタンがエリザベト・ペリサリと結婚した年であり、前述の様にオギユスタンは当時住民でしかなかった。すなわち市当局は、おそらく請願人の要望をいれて、オギユスタン以来のコンスタン家の家系を検討したものの、結論に至る過程は当局のそれまでの決定を官僚的になぞるだけのものでしかなかったのである。バンジャマンの市民権が、一七五七年に承認された叔父サミュエルの権利を根拠とする限り、それは対他的に、特に政敵に対し説得力を持ちえないであろう。

さらにこの第三の証明はコンスタンが、彼が不在であった期間の税をも支払って市民の義務を果たし、その納税行為によっても市民たることに異論の余地はないと記す。けれども滞納していた税金を溯って納めるといふ体裁が自然なものであったことは明白である⁽⁵³⁾。そういった便宜主義的な問題の処理の方法には、既にフランス護民院に地位を占めていたコンスタンの影響力と、それを利用しようとするジュネーヴ市側の思惑が働いていたと推測できるのではないだろうか。実際コンスタンはフランス中央政府とジュネーヴ市の仲介者としての活動を市の側から要請され、受諾していくのである⁽⁵⁴⁾。

そもそもコンスタン家の市民権にまつわるジュネーヴ市のやや杜撰ともいふべき決定自体が、新たにフランスに併合されて針路を模索するジュネーヴ市の政治的配慮の下になされていたと考えることができるであろう。しかし甚だ皮肉なことに、市当局の結論を急ぎ過ぎた判定は、コンスタンにとっては看過し難い矛盾を孕むことになったのだ。彼が自伝を認めながら、父方親族の出自について沈黙せざるをえなかったのは当然の成行きでもあったろう。彼の懸念は一八二四年に現実のものとなるのである。

注

- (1) 『フェリス女学院大学文学部紀要』第二七号一九九二年三月。
- (2) Benjamin et Rosalie de Constant, *Correspondance 1786—1830*, Gallimard, 1955, p. 20 (Lettre XV, janvier 1799).
- (3) *Traité de réunion de la République de Genève à la République française*, in: Edouard Chapuisat, *La municipalité de Genève pendant la domination française (1798-1813)*, Kündig-Champion, 1910, t. I, p. 5.
- (4) Charles du Bois-Melly, *Les moeurs genevoises de 1700 à 1760*, Genève, 1875, p. 39, cité par Alfred Perrenoud, *La population de Genève XVIIe-XIXe siècles*, Genève, Jullien, 1979, p. 182.
- (5) A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 182 sq.
- (6) Louis Binz, *Brève histoire de Genève*, Genève, Chancellerie d'Etat, 1985, p. 40.

- (7) A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 185.
- (8) *Edit politique du 22 mars 1791*, titre XII, art. 22, cité par A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 183.
- (9) Jean-Barthélemy-Gaiffe Galiffe, *Le refuge italien de Genève aux XVII^eme et XVIII^eme siècles*, Genève, Georg, 1881 (I. Caractéristiques du refuge italien.)
- (10) *Ibid.*, (II. Origine et organisations de l'église italienne de Genève).
- (11) J.-B.-G. Galiffe, *op. cit.*; E. William Monter, "The Italians in Geneva, 1550-1600: A New Look", in; Luc Monnier, *Genève et l'Italie*, Genève, Droz, 1969, pp. 53-78.
- (12) Liliane Mottu-Weber, *Genève au siècle de la Réforme*, Droz-Champion, 1987; Anne-Marie Piuz et Liliane Mottu-Weber, *L'économie genevoise, de la Réforme à la fin de l'Ancien Régime XVIII^e siècles*, Genève, Georg, 1990.
- (13) ジュネーヴにおけるイタリア人の人口は一五六六年から一五七〇年までの期間で一〇〇〇人強を数えた。当時の市の総人口は一四〇〇〇人程であった。A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 257.
- (14) E. William Monter, *op. cit.*, p. 68.
- (15) Jacques-Augustin Galiffe, *Notices généalogiques sur les familles genevoises depuis les premiers temps jusqu'à nos jours*, Genève, Jullien, 1836, t. III, pp. 363-375. Cf. Paul-F. Geisendorf, *Bibliographie raisonnée de l'histoire de Genève des origines à 1798*, Genève, Jullien, 1966, pp. 95-102.
- (16) L. Mottu-Weber, *Genève au siècle de la Réforme*, p. 251.
- (17) A.-M. Piuz et L. Mottu-Weber, *L'économie genevoise*, p. 506.
- (18) Tommaso Riccardo Castiglione, "Les Italiens au service de Genève à la fin du XVII^e et au début du XVIII^e siècle", in; *Bulletin de la Société d'histoire et d'archéologie de Genève*, 6 (1935-1936), p. 135.
- (19) 原語は noble。共和国におけるような特殊な称号があることは奇妙である。適当な訳語が見当たらず、あえてこの訳語を用いた。この訳語は、
- (20) J.-A. Galiffe, *op. cit.*
- (21) Antoine Flammer, *Le droit civil de Genève, ses principes et son histoire*, Genève, Les Principaux, 1875, p. 27.
- (22) A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 257.; E. W. Monter, *art. cit.*, p. 57.

- (33) *Livre des habitants de Genève (1684—1792)*, publié par A. Perrenoud, Droz-Champion, 1985, p. 443,
- (34) J.-A. Galiffe, *op. cit.*,
- (35) J.-B.-G. Galiffe, *op. cit.*, Edouard Archinard, “Le Refuge italien à Genève”, in; *Almanach paroissial*, Genève, 1936, pp. 53—55.
- (36) A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 193.
- (27) それまでも寡頭政治に反対する動きは何度かあったが、市民階級内部の抗争にとどまらず、体制全体が問題となることはなかった。
- Paul Guichonnet, *Histoire de Genève*, Privat-Payot, 1974; Marc Peter, *Genève et la Révolution*, Genève, Kündig, 1921, t. I, chapitre premier.
- (38) *Le livre des Bourgeois de l'ancienne République de Genève*, publié par Alfred -L. Covelle, Genève, Jullien, 1897, p. XVI; Michel Launay, “Qu'entend-on par peuple à Genève au dix-huitième siècle?” in; *Images du peuple au dix-huitième siècle*, A. Colin, 1973, pp. 55—61.
- (39) A. Perrenoud, *op. cit.*, p.195.
- (38) Isaac Cornuand, *Mémoires de Isaac Cornuand sur Genève et la Révolution de 1770 à 1795*, Genève, Jullien, 1912, p. 741 sq.
- (36) Raymond Zanone, *Cap sur l'histoire de Carouge*, Genève, 1983.
- (38) André Corboz, “Une ville piémontaise en Suisse: Carouge (1772-1792)”, in; Luc Monnier, *Genève et l'Italie*, Genève, Droz, 1969, p. 182.
- (33) Pierre Bertrand, “La création de la ville de Carouge et l'opinion genevoise”, in; *Bâtir une ville au siècle des lumières, Carouge: modèles et réalités*, Turin, Archivio di Stado di Torino, 1986, p. 232.
- (34) A. Corboz, *art. cit.*, p. 195.
- (35) Maria Carla Lamberti, “Carouge au cours de sa croissance: structure de la population de 1772 à 1786”, in; *Bâtir une ville au siècle des lumières*, p. 259.
- (36) Charles Weiss, *Histoire des réfugiés protestants de France depuis la révocation de l'édit de Nantes*, Layet, 1985

- (Charpentier, 1853), t. II, livre sixième; Paul Maillefer, *Histoire du canton de Vaud*, Lausanne, Payot, 1903, Livre sixième, chapitre XXI.
- (37) ローザントに於ける身分制度はジュネーヴと同いではなく、市民 (Citoyens) 一般市民 (Bourgeois) の下に小市民 (Petits bourgeois) を設けて新参の市民を一段劣った範疇におちめ、その下に永住民 (Habitants permanents) 窮民 (Assouffertés) など五身分にわかれていた。
- Berthold van Muyden, *Pages d'histoire lausannoise*, Lausanne, G. Bridel, 1911, p. 150.
- (38) *Ibid.*, p. 228 et p. 303.
- (39) *Ibid.*, p. 303; Marie-Jeanne Ducommun et Dominique Quadroni, *Le refuge protestant dans le pays de Vaud, aspects d'une migration*, Genève, Droz, 1991, chapitre 2.
- (40) *Le livre des Bourgeois*, p. 435. 傍点は稿者。市民権取得のためには市に一定金額を納めるほかに、図書館に対しても納付金を支払わねばならなかった。後には病院に対しても同様のことが要求された。なお一八世紀当時労働者の日給は二フラン程で、週六日の労働を想定しても一〇〇〇〇フランは労働者の賃金約一六年分に相当する。Cf. A. Perrenoud, *op. cit.*, p. 185.
- (41) *Le livre des Bourgeois*
- (42) *Ibid.*, p. VI. したがってコヴェルは市当局の諸記録を参照して市民台帳のあるべき姿を実現すべく努力したという。なお彼は住民台帳についても刊行を準備し原稿を残しているのだが、後年これを別途刊行したガイゼンドルフの評価では、コヴェルの原稿は誤りが多く稚拙なものであったとされる。次注参照。
- (43) *Livre des Habitants de Genève*, publié par Paul-F. Geisendorf, Genève, Droz, t.I (1549-1560), t. II (1572-1574 et 1585-1587).
- (44) *La famille de Constant et Genève*, (Catalogue de l'exposition), Musée du vieux Genève, 1968, p. 7,
- (45) Béatrice W. Jasinski, *L'engagement de Benjamin Constant*, Minard, 1971, p. 240.
- (46) B. van Muyden, *op. cit.*, p. 225; Société vaudoise de généalogie, *Recueil de généalogies vaudoises*, Lausanne, Payot, 1946, t. III, p. 205.
- (47) たとえばスルトーがコンスタンのジュネーヴ市民権は一五六七年に溯るといふ時、それは単にオギュスタンの結婚を市民

- 権の取得と誤解した結果であろうか。あるいは何らかの別の根拠によるものなのだろうか。Dorette Berthoud, *La seconde madame Benjamin Constant*, Lausanne, Payot, p. 53.
- 結局、具体的な文書の出現がないかぎり何かを断言することはできなうであろう。
- (48) Lucie Achard, *Rosalie de Constant, sa famille et ses amis*, Genève, Eggimann, 1901-1902, p. 3.
- (49) 市への納付金の額の大きさを考えると、何か経済的理由があったかとも想像されるが、コンスタン家は十分に富裕であった。Lucie Achard, *op. cit.*
- (50) Henri Guillemin, *Benjamin Constant muscadin*, Gallimard, 1958, p. 241. Cf. Edouard Chapuisat, *op. cit.*, t. I, p. 238.
- (51) Edouard Chapuisat, *op. cit.*, t. II, p. 81.
- (52) *Ibid.*
- (53) Marc Peter, *op. cit.*, t. II, p. 386. ただし同書によればこういった納税の方法はしばしば行なわれるものであったとされる。いずれにせよコンスタンの国籍問題とはヨーロッパの近代社会がその社会制度を整備していく過程で出来た混乱の一事とみなすことができよう。
- (54) *Ibid.*